（収集書誌部付主任司書）同　相原　信也
収集書誌部外国資料課長を命ずる
（総務部総務課課長補佐）国立国会図書館参事　田中　嘉彦
国立国会図書館調査員に任命する
主任調査員を命ずる
調査及び立法考査局政治議会調査室付を命ずる
（収集書誌部外国資料課長）国立国会図書館司書　山地　康志
主任司書を命ずる
収集書誌部を命ずる
（主題情報部付主任司書）同　櫻井　理恵
主題情報部古典籍課長を命ずる
（国際子ども図書館企画協力課課長補佐）同　永井　善一
主任司書を命ずる
国際子ども図書館付を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室付主任調査員）国立国会図書館調査員　河島　太朗
調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を命ずる
（関西館付主任司書）国立国会図書館司書　佐藤　従子
関西館図書館協力課長を命ずる
（関西館図書館協力課長）同　大場　利康
関西館電子図書館課長を命ずる
（国際子ども図書館児童サービス課課長補佐）同　大川　龍一
主任司書を命ずる
資料提供部付を命ずる
（調査及び立法考査局行政法務課主査）国立国会図書館調査員　伊藤　信博
国立国会図書館司書に任命する
主任司書を命ずる
主題情報部付を命ずる
（国際子ども図書館付主任司書）
国立国会図書館司書　倉橋　哲朗
国際子ども図書館企画協力課長を命ずる
（調査及び立法考査局国会レファレンス課課長補佐）国立国会図書館調査員　森田　倫子
調査及び立法考査局文教科学技術課科学技術室長を命ずる
（関西館総務課課長補佐）国立国会図書館参事　野口　貴弘
国立国会図書館司書に任命する
主任司書を命ずる
関西館付を命ずる
（千代田区職員（区民生活部副参事（図書・文化資源担当課長））
国立国会図書館司書に任命する　藤本　和彦
主任司書を命ずる
国際子ども図書館付を命ずる（以上四月一日）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
経済産業大臣直嶋正行海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（三月二十九日）

内閣法制局

（長官総務室総務課長）内閣法制局事務官　山田　雅夫
定年退職
内閣法制局秘書官　鈴木　芳樹
辞職を承認する（以上三月三十一日）
（長官総務室会計課長）内閣法制局事務官　三浦　武敏
長官総務室総務課長に配置換する
（長官総務室調査官）同　富岡　秀男
長官総務室会計課長に配置換する
（第一部法令調査官）同　原崎　正志
長官総務室調査官に昇任させる
（長官総務室総務課課長補佐）同　松本　昌樹
第一部法令調査官に昇任させる
（管理部管理課長）内閣府事務官　玉生　一美
（管理部工務課長）内閣府技官　巽　耕一
定年退職（各通）
（書陵部長）内閣府事務官　本田　清隆
辞職を承認する（以上三月三十一日）

宮内庁

（管理部管理課長）内閣府事務官　照屋　敦
内閣法制局長官秘書官に任命する（以上四月一日）

法務省

（上田区検察庁副検事）齋藤　彰
（新潟区検察庁副検事）同　若林　範雄
（大阪区検察庁副検事）同　梶田　満成
（堺区検察庁副検事）同　坂本　安男
（葛城区検察庁副検事）同　藤田　行雄
（岡山区検察庁副検事）同　羽井佐邦彦
（倉吉区検察庁副検事）同　中西　謙一
（山鹿区検察庁副検事）同　三輪　良一
（遠野区検察庁副検事）同　西裏　秀明
辞職を承認する（各通）（三月三十一日）
○定年退官
名古屋区検察庁副検事渡邊隆男は、検察庁法第二十二条の規定により三月三十一日限り定年退官

公安調査庁

（北海道公安調査局長）法務事務官　小野寺　力
（北海道公安調査局調査第二部長）同　城戸　秀樹
（盛岡公安調査事務所長）同　阿部　俊樹
（横浜公安調査事務所長）同　玉置　和幸
（新潟公安調査事務所長）同　曽村　一仁
（中部公安調査局長）同　佐藤　進
（中部公安調査局総務部長）同　中内　敏彦
（近畿公安調査局長）同　牧野　直明
（神戸公安調査事務所長）同　甲斐　孝博
（中国公安調査局長）同　荻上　幸男
（中国公安調査局総務部長）同　奥田　正
（九州公安調査局長）同　岸田　正広
（九州公安調査局総務部長）同　松岡　孝
国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十二年三月三十一日限り定年退職（各通）

運輸安全委員会

（事務局首席地方事故調査官）国土交通技官　坂爪　靖
（同）同　平野　浩三
（事務局参事官）国土交通事務官　大須賀道信
定年退職（各通）（三月三十一日）
（事務局次席船舶事故調査官）国土交通技官　吉川　進
（事務局次席地方事故調査官）同　岩渕　三穂
事務局首席地方事故調査官に昇任させる（各通）
（事務局総務課広報室長）国土交通事務官　野村　優
事務局参事官に昇任させる（以上四月一日）

環境省

公害健康被害補償不服審査会委員に任命する（四月一日）　鎌倉　惠子

官庁報告

官庁事項

社内検定認定公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号）第一条第一項の規定により次の社内検定を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、社内検定認定規定第十二条の規定に基づき公示する。
平成二十二年四月二日
厚生労働大臣　長妻　昭
一　認定事業主等の名称
花王カスタマーマーケティング株式会社
二　認定事業主等の所在地
東京都中央区
三　認定社内検定の名称
花王化粧品検定
四　認定社内検定の対象職種の名称
ビューティ・アドバイザー

適正化事業実施機関の指定の公示について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第34条の規定に基づき、適正化事業実施機関を下記のとおり指定したので同法第35条の2により公示する。
平成22年4月2日
関東運輸局長　神谷　俊広
記
1　名称　一般財団法人神奈川タクシーセンター
2　住所　横浜市中区日ノ出町2丁目130番地
3　指定に係る特定指定地域　タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和45年政令第224号）第1条第2項に規定する横浜地域
4　適正化業務を実施する事務所の所在地　横浜市中区日ノ出町2丁目130番地
5　適正化業務の実施を開始する日　平成22年4月2日